

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル館ヶ谷九〇四 電話(03)3337714 649 FAX(03)329915366
振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

民主主義闘争のない社会主義はない

樋口 俊士……………2

権力内部のキシミと我々の当面の課題

滝野 忠……………3

— 現情勢をどうみる —

五月二八日に判決……………7

— 東京地裁が国労に通知 —

闘いは春の陣「本当の春」をつかみ取るぞ！ 多田 勝……………8

〔資料 国労旭川地本九八春闘総決起集会「抗議文」(一九九八・三・二二)〕

採用差別問題ふくめ抜本的解決を……………8

労働法制は

どのように変えられようとしているか 日本労働弁護団……………9

— その内容と問題点(中) —

金融危機のさなか、二〇年おくれの金融自由化 編集部……………12

— 金融ビッグバンとは何か(三) —

読者からのおたより……………16

旬刊 社会通信

NO. 701

一九九八年四月二一日号

一九九八年四月二一日発行
(毎月一日・二一日・二二日三回発行)

民主主義闘争のない社会主義はない

民主主義探す旅立ちもう一度 三月二二日の朝日川柳の一句である。この句に深い共感を覚えるのは、私自身に民主主義を探す旅立ちのいきさつを書いた一文があるからである。「反独占民主主義闘争への責任」と題したその一文（『社会主義』八九年二月号）で、私はファシズムが日本を覆う転回点となった二・二六事件の日の向坂逸郎先生の姿にリアルな感銘を受け、その印象を戦中・戦後の論壇を巧みに泳いだ笠信太郎の生き方に対比し、一筋の道を行ってきた社会主義者のモラルに思いを馳（は）せた。

ついで視点を転じ、ソ連・東欧社会主義が一挙崩壊の瀬戸際に追いつめられ、国内では国労解体をテコに総評解体が進み、ユニオン連合が労働者の血を全身に浴びて誕生するという内外激動の時期に際し、社会主義の実現が掛け声倒れにならないよう民主主義擁護・拡充こそが共同の集中課題とされるべきことを訴えた。そして、独占資本とその国家に抱擁されて生まれる連合の評価に言及し、「賃下げ、首切り合理化、海外派兵、原発推進、戦争協力から憲法改正まで、支配階級が押しつけてくる無理難題に連合は無抵抗の態度をもって応えるだろうし、かつての総評のようにニワトリからアヒルに変身することはまずありえない」と書いた。

湾岸戦争が勃発したのはその二年後である。ほどなくしてPKO法が成立し、自衛隊の海外派兵が公然と始まったのだが、予測は奇しくも的中したことになる。しかし、一般の労働法制改善反対の取組みに注目すると、連合の「無抵抗」体質批判は言い過ぎであったようだ。とはいえ、それをもって「眠れる豚」が「怒れる狼」に変身しつつあると観測するのは思い入れが勝ち過ぎよう。なぜなら、改憲策動の防波堤となってきた日本社会党はもはやなく、連合の変身を許容する政治的柔構造は失われ、何より戦後民主主義のコアであった労働者の階級意識が溶解しその闘争エネルギーの分散化が支配的になったからである。

階級意識の溶解は、国家独占資本の安定装置であった福祉政策の全面的切り捨てが進んで逆に階級対立の社会的相貌がむき出しになるという巨大なパラドックスを生んだ。意識と状況、個人と国家、民衆と権力の相克を前に、意識・個人・民衆に立脚するよりも状況・国家・権力に身をすり寄せ、自称社会主義者とその集団が階級意識希薄化に協力する態の滑稽な図がここから生まれる。階級の崩壊が「寂しき」民衆を生み、それが全体主義（ナチズム）を生んだとみるハンナ・アーレントの警告を思い起こす時、あらためて階級意識啓蒙の緊要性を考えさせられる。むろん今日の日本に皇国に帰一した戦前の全体主義がそのまま復活するということではない。経済大国化をなした戦後民主主義が階級意識の溶解と民衆のアバシーの増大等によって空洞化し、そのアナキーな荒野に多国籍企業の海外展開に見合った新ナショナリズムが勃興しつつある現状に警鐘したのである。

階級意識啓蒙の母は現実の民主主義状況の中に潜み、そのたたかいの内にある。父は、私たちの場合、労農派の伝統に立つマルクス主義である。

民主主義闘争の分野は政治と経済、職場と地域、都市と農村、文化と芸術その他人間生活百般に及び、広大である。これらの分野でたゆまず根おろしに努めるのが私たちの党建

設にほかならない。だからこの民主主義闘争を反独占民主主義闘争と呼ぶ。改良と改良主義との岐れ道、社会主義が口先だけのものか否かの試金石がここにある。民主主義闘争のない社会主義はない。(樋口 俊士)

権力内部のキシミと我々の当面の課題

— 現情勢をどうみる —

情勢についてさまざまに論じられている。しかし核心を突く論議はない。なぜか。社会主義世界体制の突如の崩壊が、資本主義に変わる社会への確信を失わせているからだ。私の問題意識は、現情勢はレーニンの『さしせまる破局、それとどうたたかうか』に類似するということだ。

レーニン時代の独占資本主義は、今でいえばまだ中小企業の段階で、簿記が労働者統制の中心だった。現代の独占資本は中小国家をも買収できる規模をもち、スーパーコンピュータによる情報管理が中心で、社会管理は技術専門家集団を上回る能力が要請される。ソ連が崩壊したのは「レーニン主義」ではない。レーニンを神格化したスターリン以降にあることは誰もが知っている。

今、情勢について考えなければならぬポイントは三つある。一つは、「情勢のながれをどうつかむか」、二つは、「歴史は新しい段階に入りはじめているのではないか。その価値観は何か」、三つは、「その中で私たちの課題、当面する方策・方針とは何か」だと思ふ。労働者運動前進に求められていることは、さまざまな諸困難のなかで、当面する労働者生活擁護のための具体的方針と活動家層が自信と展望もち未来を切り拓く歴史的価値観の構築である。多少荒っぽく問題を提起したい。

情勢の流れをつかむ

情勢は昨年十一月から十二月にかけ激しく動き、橋本行革は完全に破綻した。それは大佛次郎の『天皇の世紀』を思わせる大激動の情勢の到来である。徳川慶喜が今の橋本で、彼はアメリカの要求と巨大金融独占資本の間にあって、右に左に揺れている。最大の課題は「第二の黒船」の時代の歴史をどうつかむかだ。ポイントは三つある。

第一は、時代はどういう状況にあり、どこに流れていこうとしているのかについて論議し、私たちがその方向をきっちりとかかむことだ。結論を先にいおう。「資本主義の終わりの始まり」がいよいよ始まったということだ。その特徴によく言われる①「ムキダシの資本主義」発現、②その発現のすがたとしてのメガコンペティション(大競争)、③グローバルバリスム(資本主義世界市場の拡大)、④規制緩和(「企業が国を選ぶ」、「世界でつくって世界に売る」といわれる今日の資本の蓄積メカニズムの変化にともなう国家と金融独占資本、さらには企業と銀行の関係の相対的変容が指摘される)、⑤それらの担い手が多国籍化した巨大な独占金融資本であると言うことである。ここで強調されねばならないことは「多国籍企業」は新しいことではないことで、今問われていることは、日本の巨大金融資本が一九八〇年代半ば以降、アジア、アメリカを中心に生産拠点を拡大し、日本の資本蓄積メカニズムが大きく変化したことである。

その集中的あらわれが、九八年四月一日施行の改正外為法、二〇〇〇年をめどとする日本版金融ビッグバンであり、労働法制の規制緩和である。それは、労働法制の全面改善、そして労働者生活の不満の増大として現れ、その例が失業の増大、さらには将来への不安の累進的増大である。

第二は、歴史を正しく前進、発表させるために、情勢から私たちが摘み取らなければならぬ価値観は何かということだ。前にみたように、「資本の論理」が自由に世界をとびまわっているのが現情勢の最大の特徴である。したがって、まず資本主義の批判をていついすることだ。資本主義の矛盾はちかいか将来全面化し、動揺が拡大することは必至と思われる。マルクスの理論、唯物弁証法は説教・ドグマではなく、時代の発展方向を矛盾の対立の中で明らかにすることだ。それは『共産党宣言』、『資本論』、さらにいえば『経済学批判』の展開の方法に明らかだ。マルクス・レーニン主義はソ連社会主義八十年のなかで化石化させられてしまった。それは「総評・社会党ブロック」崩壊についてもいえることではないか。

次に、「ポスト資本主義の社会像と価値観」の創造だ。すでに述べたが、表面的にはともかく、市場経済、自由主義経済といわれる現代資本主義システムはマルクスが『共産党宣言』、『資本論』で究明した基本的矛盾にあえていえる。ヨーロッパ大陸では相対的過剰人口増大による大失業、アングロサクソン諸国（旧イギリス植民地諸国のアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドそして宗主国のイギリス）では低賃金、貧富の格差拡大というようにである。したがって、私たちは資本主義にかわる社会像、価値観に着手する状況がちかづきつつあることに緊迫感をもつことが必要であろう。

第三は、価値観を実現する政策と方策はなにかである。当面、全体の力関係を考えることが必要だ。彼我の力関係には差がありすぎる。したがって、当面の方策として「ムキダシの資本の論理の手を縛る、許さない」ことが最大の課題となる。具体的には、マルクス、エンゲルスが常に指摘しているように、競争を排除することで、それが資本主義社会における労働者階級の歴史的任務である。

「競争の排除」が、団結権、人権の回復、労働条件の向上を勝ちとる原動力となり、それが、労働組合運動の再建、働くものの生活の再建をめざす力であることはマルクス、エンゲルス、レーニン、そして労農派の諸先達が教えていることは読者諸氏が先刻、ご承知のことである。

歴史は新たな段階に入った

なぜ『さしせまる破局、それとどう闘うか』を強調するのか。現情勢の特徴は、既成の価値観—日本資本主義の蓄積メカニズムの変容で—がくずれ去り、すべての社会勢力が漂流をはじめたことだ。権力が自信を失いはじめたと言いうことができる。その具体的あらわれとして、権力内部の壮絶な「仁義なき抗争」、政・財・官の癒着の暴露と批判のたかまり、さらには橋本政権のドロ縄式の政策転換がある。官僚の腐敗と墮落、政・財・官のみにくい姿が女性週刊誌にも書かれ始めた。それを象徴するが、「官のなかの官」大蔵と、「法の番人」検察・法務が、いまや「大蔵」対「検察」として「仁義なき」「おとしどころがない」抗争を展開していることだ。

私たちの回りに多くの友人、知人がいる。彼らは会社の幹部だったり、官僚だったり、倒産した企業の幹部、あるいはそれを取材する人だったりする。彼らに檢察がなぜあそこまでやるのと聞いて回った。たとえば、金融ビッグバンに照準を合わせ、ヤクザ、総会屋支配を大企業からたち切るためか、と。しかし、彼らからの回答は曖昧模糊とするばかり。どうやら檢察も明確な目的があつてやっているのでなく、泥縄の様相を呈しているらしいということだ。山一、拓銀が倒産した時、大蔵・日銀、さらに政府はビックリ仰天、なす術を知らなかった。その時、政府は「行革会議」の最終集中審議の最中だったことが、つまらぬ言い訳をすべて粉砕する。このことは、おおきな歴史の流れのなかに権力そのものがのみこまれ、流されはじめていることを示している。

この傾向は、国鉄闘争にもみられる。国鉄闘争の被告は中労委、中労委は労働省に署関されている。原告はJR、JRを指導しているのは運輸省。したがって、国家権力たる中労委と労働省と運輸省がいま争い、そこに法の番人たる法務省・裁判所が、五月二八日に判決をださざるをえない状況に陥った。ここでも権力の分裂状況がみられる。十年余にわたった国鉄闘争の力が今日の権力の内部抗争をつくりだしてきたと言っても過言でないのではない。さらに、清算事業団債務（旧国鉄債務）問題については、JR東を先頭に旧国鉄集団であるJRグループと政府・自民党が全面的な対立の様相を濃くしている。この問題でJR東は裁判闘争の準備をすべて整えたとのことだ。

こうして、いま特徴的なことは、権力内部に動揺がおき、権力がきしみはじめていることだ。レーニンは、『共産主義内の「左翼主義」小児病』で、体制変革の条件、つまり「革命の基本法則」についてこう述べている。

「搾取され、抑圧されている大衆がいままでどおりに生活できないことは自覚して、変更を要求するだけでは、革命にとって不充分であつて、搾取者がいままでどおりに生活し、支配することができないことが、革命にとって必要である。『下層』が古いものをのぞまず、『上層』がいままでどおりやつていけなくなるときにはじめて、そのときはじめて、革命は勝利することができる」（『レーニン全集』三一巻、七三頁）。

労働組合が「報業報国会」化し、政界が「大政翼賛会」化している現在、「あなたがいたいことは分かるけれど、とてもおれたちの気分からすればそんな状況じゃない」との声が聞こえてきそう。とりわけ、社会党内左派を自他ともに許し、日本の労働者運動を左から支えてきた集団が、総評解体と全労連結成（共産党系労働組合センター）とともに、労働組合主義の延長上の政治集団に移行した状況下では、そうした考えは予想以上に大きく考えられる。

しかし、現実には権力は漂流を開始したということである。これを証明するのが、勤労諸国民が現社会体制に不信を表明しはじめた、という一連の動きである。第一に、政治不信の高まりだ。よく消極的にいわれる政治不信、政党支持なし層のたかまりで、昨今の世論調査では五〇％をはるかに越えた（この具体的意味については『通信』六八〇号参照）。第二に、これに矛盾するかのように対抗するかのようには、住民投票という直接民主主義のたかまりがみられることだ。たとえば、基地・安保、産廃・ゴミ、原発というように。これらは、資本主義が「入口」で閉塞状況に入るだけでなく、「出口」で終末に近づいたことを如実に示す、歴史的出来事だ。マルクス主義は「搾取の理論」といわれる。その通り

だ。しかし、『共産党宣言』やマルクス、エンゲルスの叙述には「自然と人間」の関係が「社会」と常に記される。マルクス以上に、環境問題を強調した人はいないことが、今、語られねばならぬのではないか。

労働運動自体はだらしがない。しかし個々の労働者は個人訴訟とかたちで、数万、数十万のさまざまな訴訟運動がおきている。とくに、最近の悲劇は大人たちは黙って自殺、子供たちは切れてしまう。子供たちの「反乱」だ。

日本は昨年一二月から一二月にかけて、恐慌序前夜の状況におちいった。山一、拓銀…不安が不安を呼ぶ動揺があった。アメリカの好景気は日本に支えられていることは周知の事実。アメリカはそれだけに日本の呆然自失状況を本気で心配した。アメリカは、「アジア発、東京經由、世界金融恐慌」、に恐怖しているのだ。アメリカが日本に、大々的な介入を開始したことは、アメリカの株高、ドル高が、日本の円の流入によって維持されていることの表現に他ならず、アジア金融危機の勃発に異常な神経を使っていることはその証左に他ならないということだ。こうして、今や、世界は二一世紀に向け「新しい夜明け」が来はじめている状況といえると思う。

国民の意識、私たちの当面の課題

いま私たちにとって必要なことは、「はじめに」で述べたことを私たちのものにすることだ。橋本行革は破たんした。しかし労働者、勤労諸階層への搾取と抑圧、収奪の強化だけは強められることは確実である。江戸時代の「かれん誅求」を想わせる搾取と抑圧の強化に、労働者、勤労国民の意識は大きく変化しようとしている。それを間接的に示すのが川柳だ。私はこれまで新聞は株式欄からみた。しかし、今は川柳だ。川柳から現代思潮をみてみよう。

まず現状についてである。「政・財界」のゆ着に「オフィス街 裏のとおりは けもの路」と詠（よ）み、その結果として「満員御礼 拘置所だけになり」と現状を評する。

さらに、金融不安、不良債権と日銀・大蔵の腐敗について、「そこらじゅう 首塚がたつ兜町」といい、行き着くところは「結局は 国民という 飛ばし先」と、山一、大蔵以上の飛ばしを批判する。三〇兆円の公的資金投入、さらには〇・五％という世界資本主義史上最低の公定歩合と利子率である。山一倒産後、日銀の融資発行残高は二〇兆円と歴史上かつてない額にたつた。この二、三カ月で数十兆円もの赤字が新たににつくられ、結局それが国民に向けて飛ばされていく。

労働者生活はどうか。「サラリーマン 首を押さえて 出社する」とあり、失業者の増大が、「今日もまた 無職の靴 重くはき」と詠まれる。これが現状を嘆く庶民の声である。

しかし「庶民」は現状を嘆くだけではない。その原因に突き進もうとしている。それを詠んだのが「書棚から ふつととりだす 資本論」であり、「容赦なく おおなた振るう見えざる手」。さらに将来への不安の表明が「来世紀 五公五民と いう政府」との江戸時代を想わせる川柳である。ここまでくれば、*なんとかしなきゃ*と、「日本という国が 壊れる音を聞く」、「土台から 腐った蔵は 壊すだけ」との国民的な状況がうまれてこざるをえないのも歴史的必然である。

労働者の意識はどうなのか。中央幹部のみなさんは、行革におびえ、国鉄闘争の教訓からは目をそむけ、労働条件を放り投げて大合理化をつぎつぎに容認している。結論として、労働条件はどうでもいい、企業存続が大事というのが今日の春闘だ。春闘なかで地域ユニオンという新しい目が生まれようとしていることが最大の特徴である。

職場はどうなのか。元気がない、楽しくやっているとところもある。なぜ元気がないのか。いくつかの理由がある。一つに、すさまじい技術革新による仕事の変化。二つに職場の統廃合と人減らし、おなじ職場にさまざまな形態を持つ労働者群がより集められさせられている。三つに、広域異動と職種の統合。したがって通勤時間が長くなる四〇歳過ぎてから慣れない仕事をしなければならぬ、二〇歳代の若者に聞かなければ仕事をめられないという悔しさ。したがって、「もう自分のことだけで精一杯よ」「人さまのことなんて」との気分が蔓延している。さらに競争競争で、となりの仲間を盗み見をしなければならぬ状況もある。これらの雰囲気をつくっているもう一つの原因が指令部不在ということだ。

この状況を私たちが、運動の上で、理論の上で、実践の上で克服していくかが最大の課題ではないか。

一つに、どこに行っても集まる時間がない。みんながバラバラだ。大きくこれから変化するのである情勢のなかで、なにかが一番重要か。信頼できるお互いを身近なところにつくる。なんでも良いからつくる。集まれる条件をつくろうではないか。

二つに、集まって議論していることを仲間に伝えよう。ニュースだ。ある労働組合に勉強会に行った。日刊紙がどの職場でもだされていたが、今はだされていない。職場のニュースを熱心に読んでいるのは管理者。どこが嫌なのかはこれでも明らか。ニュース出そう、もう一度、基本組織を見直そう。

三つに、最近の政府統計調査はあてにならない。労災職業病は労働組合がぜんぶ押さえてしまう。私たちの手でもう一度、身近なところから労働実態をつくりなおさなければ。私たちの要求をねりなおさなければならぬ。それをみんなの要求にしていこう。

時代はおもしろくなるのではないかと楽しんでいる。楽しめば活いきと活動ができるのではないかと。

(滝野 忠)

五月二十八日に判決

—東京地裁が国労に通知—

三月末、北海道・九州から闘争団とその家族（子供たち二〇人、家族一九人）が上京。議員会館で、銀座のメイストリートで、あるいはJ.R本社前で国鉄闘争勝利にむけた行動をくり広げた。子供たちは九州・博多闘争団の伊東奈保さん（中二）の他は全員小学生。出発に際し、「東京に行くのイヤー」と泣い子も「お父さんが元の職場に戻れるためなら」と、二日間にわたり熱心に東京都内を駆けめぐり、大きな声で作文を読み、チラシを配り、街頭で話をし演説もした。

打ち上げ集会は三月二六日、まぶたは熱くなり勝利を誓う子供たちと家族を中心にした一二年間の闘いを一日に凝集するような集会となった。

この集会で、東京地裁が五月二八日午前一〇時三〇分に判決を出す旨、国労に通知して

きたことが報告された。いよいよ到来である。国労闘争団、家族は五月二十八日を目標にさらに闘いの輪を拡げる。

子供たちは翌日、ごほうびにデズニールランドを楽しんだ。春休みさなかとあつて入場券入手が困難で、団長の神宮さんが当日券売場に未明から並んだ。

闘いは春の陣「本当の春」をつかみ取るぞ！

国労旭川地区本部は、春分の日の三月二一日地本統一行動と「九八春闘勝利！国鉄闘争勝利！国労旭川地本春闘総決起集会」を開催した。当日は全道的に大荒れの天候で前も見えない猛吹雪のなか、まさに命がけて管内から一五〇名の組合員・家族・子供たちが旭川へ結集した。

一三時から川端地本執行委員長あいさつに続き、養嶋副委員長から春闘情勢やJR北海道の経営、国労の要求に対する態度などが報告され、行動の意志統一のうえそれぞれが行動へと移った。行動は旭川駅前での座り込みと駅前・買物公園（歩行者天国）で宣伝行動とチラシ配布にあわせて東京地裁に対する要請署名の取り組み、旭川市内の住宅街などへのチラシ配布を中心に取り組んだ。

駅前にはJRが宣伝のために満開の桜（JRのような見事な造花）の前に「本当の春」を願う闘争団家族が座り込み、子供達も小さな手で一生懸命チラシを渡した。

一六時からは「春闘総決起集会」を開催し、日頃から国鉄闘争に物心両面にわたりご協力を頂いている、旭川平和運動センターから矢野副議長が駆けつけ、心強い激励と連帯のあいさつを頂き、また、集会に参加できない団体などからもメッセージが寄せられた。

経営状況の厳しさだけを強調しそのしわ寄せを社員に押し付けている、JR北海道の不遜な態度に対する抗議文も急きよ採択し、採用差別事件を含めた抜本的な解決をはかるよう三月二三日、団体交渉のなかで会社側に申し入れた（資料参照）。

九八春闘をはじめ、東京地裁の公正判決に向けた署名行動や政府およびJRに対して全面解決を求める闘い等、重要な局面を迎えている国鉄闘争の全面勝利に向けた意志統一を行い、中村青年部長の音頭でJRに対する抗議のシュプレヒコールに続き（国労旭川地本・多田勝）、川端執行委員長長の団結ガンパローで全行動を締めくくった。（多田 勝）

資料 国労旭川地本九八春闘総決起集会「抗議文」（一九九八・三・二二）

採用差別問題ふくめ抜本的解決を

我々、国鉄労働組合は日頃の厳しい生「活・職場環境の改善を求め、去る二月五日三万五千円の賃上げと第二基本給の廃止、五五歳以上社員の賃金改善等、要求を提出してきた。しかし、我々の切実な要求に耳を傾けることもなく、会社側の一方的な都合を押し付け、他産業では景気低迷の長引く不況の状況にあつても社員の生活向上に向けた有額回答が行われているなか、JR北海道の姿勢はますます社員の生活不安をおおるような行為と言える。

拓殖銀行の経営破綻による八億円の株式の損失や三二〇億円にも及ぶ劣後債・劣後ロー

ンの問題、国鉄分割民営化による矛盾など、その根本的な解決に努力せず昼夜を問わず安全輸送に努力している社員に対し、民間企業であると押し付けながら合理化に次ぐ合理化で働き続けられない職場環境をつくりだしていることは、断じて許されるものではない。

予想を上回る早期退職制度の応募状況をもても明らかのように、現場で働く者の厳しい職場状況や先行き不安から会社に対する不信や不満が蔓延している状況にあり、その経営責任は極めて重大である。JR北海道の株式は、いまだに国鉄清算事業団が保有しているが、清算事業団も本年一〇月を目処に解散される方向で進められている。

こうした状況の中で、政府としても長期債務問題と合わせてJRの採用差別事件問題、JRの経営問題等々について抜本的な解決をはかるよう確認しJR各社に対しても再三にわたり要請を行っている。我々は平成一三年のJR北海道の株式上場を横にらみした合理化については断固反対することを明らかにし、国労が申し込んだ要求に対して誠意をもって早急に回答し、また採用差別問題を含めた抜本的な問題解決に向け努力するよう、抗議すると共に強く要請するものである。

労働法制はどのように変えられようとしているか

—その内容と問題点(中)—

第三 時間外・休日労働、深夜労働の男女共通規制

1 男女共通規制 九九年四月から女子保護規定(時間外・休日労働の規制、深夜労働の原則禁止)が廃止されるに伴い、男女共通の規制は、労基法の最大の課題の一つである。

現行の規制内容は、三六協定の締結・届出と割増賃金の支払のみであり、法的な上限時間を定めている存在しない。労働省が労働大臣告示によって、行政指導の基準として「目安時間」を定めているにすぎない。目安時間は、遵守すべき法的義務はなく、目安時間を超える三六協定は私法上も行政法上も有効であり、違反しても罰則などはない。

2 時間外・休日労働 法案は、労働大臣が基準時間を定める権限を労基法に置き、労使双方に対して三六協定締結に当たり、「基準に適合したものとなるようにしなければならぬ」との規定を置くというのである。しかし、基準時間は行政指導の根拠にはなりえても、私法上の効力は有していない。その意味では、これまでの目安時間と法的性格は同一であり、時間外・休日労働規制の法的実効性が高まったとは言えない。

法案と同趣旨の文言が使われている規定が労基法の付則一三四条であり、年休取得者に対し「賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない」と定めている。年休を取得したことにより皆動手当などの支給を受けることができなかった労働者からの訴において、沼津交通事件・最高裁判決(九三・六・二五)は、この規定の法的性格について、単なる努力義務規定にすぎず、私法上の効力を有しないと判示している。

3 残業義務 行政手続法では、「行政指導の内容(は)あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもの」(三二条一項)であって、「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」(三二条二項)であり、「届出が・・・届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とさ

れている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとす(三七七条)と定めている。この行政手続法の定めからして基準時間を超える三六協定であっても、労基署長はその受理を拒む権限はなく、届出義務者(使用者)が差し置いたり、郵送してきた場合は、その時点で届出が完了したこととなるのである。

結局、法案では、女子労働者に対して現在の男子労働者と同様に、限度のない時間外・休日労働を許容することになる。日立武蔵事件・最高裁判決(九一・一一・二八)は、三六協定の外に就業規則に根拠規定があれば残業義務が生ずるのであるから、三六協定の範囲内で残業義務が認められることになる。

4 深夜労働 中基審報告(九七・一二・四)では、「実態及び健康面への影響に関する調査をまず行い、その結果を踏まえ、深夜業にかかわる諸問題について・・・検討する場を設けることが必要」とされているが、法案は、深夜労働については全く触れていない。

5 住宅手当・割増率 法案にはふれられていないが、中基審の建議では、時間外・休日労働の割増賃金の算定基礎から住宅手当を除外するとされており、改正法施行と同時に労基法施行規則の改正によって実施される(日本労働弁護団「割増賃金及び休憩に関する意見」九六・一(「労働者の権利」二一四号参照)。

他方、割増率の引上げについて、中基審の建議では、「平成一〇年度の実態調査結果を見た上で、引上げの検討を開始する」とされており、検討開始自体が先送りされた。中小規模の事業場での引上げ状況に最も注目するというのであるから、ほとんどの事業場が法定の二五%であり(二五%以下が九二・五%であり、平均二五・五%―九年度実態調査)、ほとんど労働組合の存在しない中小企業では(九年労働組合基礎調査によれば、九九人以下規模全業での組織率は一・五%)、割増率が引上げられることは現実にはあり得ないことになる。

第四 休憩

1 現行法は、「休憩時間は一せいに与えられなければならない(三四条二項)と定め、労基署長が除外許可の権限を有する。その許可基準は①交替制 ②危険な事業場での計器監視業務 ③作業場を異にし業務運営上必要な場合に限られている(昭二二・九・一三発基一七号)。

法案では、労使協定によって除外できるとしている。

2 一せい休憩の原則は、労働者を労働義務から解放して心身のリフレッシュを図るという休憩の実を確保し、全員一律の時間とすることにより使用者からの個々の労働者に対する侵害を妨ごうとするものである。

現在でも、短時間で食事をかき込んで直ちに職場に「自発的に」戻らざるを得ない労働者は多い。休憩時間帯が個々バラバラにされるのでは、使用者の圧力や職場の雰囲気に対して休憩をキチンと確保できない事態も予想される(前記「割増賃金及び休憩に関する意見」参照)。

3 法案は、手続要件として労使協定が必要としている。その根拠は、労使自治の尊重である。労使が実質的に対等の力関係にあるのであれば、労使自治の尊重も一つの法政策たえよう。しかし、その前提が欠ければ、労使自治の美名の下で、使用者の独断専行が横

行することになる。

三六協定の締結率は二七・七%、その当事者である過半数代表者を選挙で選出する割合は一七%、民間企業の労働組合組織率は一九・八%、民間での雇用者（千八百五十五万人）の五四・九%を占める九十九人規模以下企業での組織率は一・五%という現実にある。これらの数字は、右の「前提」が明らかに存在しないことを示している。この現実を目をつぶり労使協定方式による規制緩和を推進しようとすることは、現実には休憩がとれない職場が増えることを認めることになる。

第五 新たな裁量労働制

1 法案は、現行の労基法第三八条の二第四項の裁量労働制に加えて、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」を対象とする新たな裁量労働制の規定を定めるとしている。

2 裁量労働制は、一九八七年労働基準法改定で新設された。現行労基法の裁量労働制の対象業務は、労基法施行規則二四条の二第六項で、①研究開発、②情報処理システムの設計分析、③取材編集、④デザイナー、⑤プロデューサー、ディレクター、⑥労働大臣の指定する業務、と定められた。九七年四月、⑥「労働大臣の指定する業務」として、コピーライター、公認会計士、弁護士、一級建築士、不動産鑑定士、弁理士の六つの業務が加えられた。

この裁量労働制は、「業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間の決定等に関し具体的な指示をすることが困難なものとして命令で定める業務」について、各労働者の実際の労働時間にかかわらず労使協定で定めた時間を労働したものと一律にみなすという、労働時間のみなし制度がとられている。

みなし労働時間制により、使用者は、労基法に基づいて各労働者の毎日の実労働時間を把握して賃金台帳に記載する義務を免れ、そして、その実労働時間に基づく残業割増賃金を支払う義務を免れる。また、みなし労働時間制は、使用者が実際に労働者を何時間労働させたかを問題にしないのであるから、労働時間規制を実質上なくしてしまうことに等しい。

3 裁量労働制が導入されても、現実には、業務遂行の方法が労働者の裁量に大幅にゆだねられて労働者が自分の都合の良い方法で自分の都合の良い時間に働けることが保障されるものではない。ノルマや期限に追われたり人員不足のため長時間残業が恒常的な職場において、長時間労働の実態は変わらないまま、裁量労働制が導入されている例もみられる。裁量労働制は、労働時間短縮に資する制度ではない。このような職場での裁量労働制の導入は、残業割増賃金の不払いを合法化する結果となる。

現在でも、残業割増賃金の一定時間数での打ち切りという労基法違反が横行しているが、裁量労働制は、これを合法化する結果になる可能性が強い。また、形式上、統計上の労働時間は減少する一方、現実の長時間労働がさらに際限なく延長する危険性がある。使用者が実労働時間を把握する義務もなくなりタイムカードも廃止されることになるから、過労死の労災認定もより困難になる。

4 法案による新たな裁量労働制の対象業務は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であつて、その性質上当該業務を適切に遂行するためにはその遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量に委ねる必要があることから、当該業務の遂行の手段及び時間の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」である。

そして、法案は、その導入要件について、要旨、次のように規定している。

- ① 事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、
- ② 労働条件に関する意見を事業主に述べることと目的とする労使委員会（委員の半数は過半数労働組合又は過半数代表者が指名する者）が設置、届出されている場合であつて、
- ③ 労使委員全員の合意による決議を使用者が届け出た場合に、
- ④ 決議で定めた範囲の労働者は、
- ⑤ 決議で定める時間労働したものとみなす。

5 この法案による新たな裁量労働制は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」という極めてあいまいで広範囲の業務に裁量労働制を拡大しようとするものである。労働大臣の告示等でその範囲について具体的に定めたとしても、労働基準監督官が個別のケースで職場に入つて業務内容等を調査してチェックすることは不可能であることからして、実質上ホワイトカラー全般が対象業務となつてしまう危険性が強い。

しかし、ホワイトカラーにおけるこのような業務では、今日最も長時間無定量の労働が一般化し、サービス残業が横行している。また、「業務遂行の手段及び時間配分の決定」が實際上労働者個人の裁量に任されていることはなく、チームを組んだり、一定の期限までに仕事を終わらせるために長時間労働せざるを得ない例が多い。新たな裁量労働制が定められると、ホワイトカラーには労働時間規制や残業割増賃金の規定が実質上適用されないという事態が生じる危険性がある。

新たな裁量労働制には、労働者の雇用と生活に大きな影響を与える重大な問題を孕んでおり、この規定は法案から削除すべきである。裁量労働制の対象業務は、現行労働基準法第三八条の二第四項の規定に基づいて、個別の業務を対象業務とすべきかどうかを判断すべきであり、新たな裁量労働制を現行法の規定とは別途に規定する必要性はない。

（日本労働弁護団・つづく）

金融危機のさ中、二〇年おくれの金融自由化

— 金融ビッグバンとは何か (三) —

金融システム不安は三〇兆円の公的資金投入、一七兆円余の公共事業等のバラマキさらにはPKO（プライス・キープینگ・オペレーション）の郵貯・簡保資金一兆円の株価維持への投入によつても解消に向かうどころか、その不安の度を高めている。こんな時、日本版金融ビッグバンが四月一日始動した。

金融は国の中枢、動脈である。日本版金融ビッグバンで日本はどこへいくのだろうか。

（編集部）

必死のテコ入れ策も効果なし

問 三〇兆円もの公的資金が注ぎ込まれることになったが、金融不安解消の見通しはたっていない。それどころか、円と株価動向は不安がさらに増大する傾向を示している。新外為法施行は四月一日。いよいよ「日本版金融ビッグバン」が金融界を覆うことになる。

答 円は軟調だし、株価は「政・財・官」一体となった必死のテコ入れにもかかわらず一万七千円を上値に、それを乗り超える勢いはみられない。事態はさらに深刻化している。

最近、アメリカを中心にIMFや世界銀行等の国際金融機関、さまざまな国際会議で「日本不信」がひろがり、内政干渉まがいの発言も相次いでいる。

アメリカにとって深刻なことは日本経済の動揺がアジア金融危機を増幅させ、世界経済の動揺を拡大しはしないかとの潜在的不安心理だと思ふ。ご承知のように、日本のGDPが世界のGDPに占める割合は一八%、アメリカのそれが二五%だから、日米で世界の四三%にのぼる。アメリカ製造業は生産基地を中南米諸国、ヨーロッパに移し今では世界最大の債務国ですし、貿易収支は赤字がドンドンふくらむ一方です。今のアメリカは放漫経営そのものです。バブルとっていい。株価は九千ドルを突破しそうですし、「一万ドル相場も夢じゃない」との投機屋のはしやぎ声がすでに聞こえてきています。日本のバブルの頂点は一九八九年十二月の大納会の日の一三万九八三〇円、その時「四万相場は時間の問題」、「五万相場も」といわれ、猫も杓子も株投機、財テクに走りましたよね。株を買わな人はバカ者あつかいされました。今アメリカがそうです。

「超加熱」のアメリカ経済

アメリカ国内では投機で生み出された利益がさらに株に投機され株価をつり上げる、他方では高くなりすぎた株価から投機は不動産物件、土地や建物に向かっているという状況です。さらにアジア金融危機で引き上げられた資金、ありあまる遊休資金の投資先を見出せない日本円がアメリカにむかい、バブル現象を増幅させるという構造です。金融界の番人FRB（連邦準備理事会・日本の日本銀行にあたる中央銀行）のグリーンズパンさんも今では心配しながらも一言もはつすることができない状況でなからうかと推測されます。こんなとき、「行き過ぎ」とのニュアンスの発言をしようものなら、それを引き金に何が起きるかかわからないところまできているように思われますから。

アジアは落ちるところまですでに落ちました。これまで「アジアの繁栄」が喧伝されましたが、経済規模はたいしたことありません。今、スペイン・フエアがおこなわれておりまして先日、大規模な経済セミナーがおこなわれました。パネラーの一人に岐阜県知事もご出席だったけれど、彼は岐阜県を紹介するのに、「わが県は人口二百万人、経済規模はマレーシア、シンガポール程度」ときり出すくらいですから。これまでアジア経済が大きく伝えられたのは為替のマジックにあります。たとえばインドネシアです。この国のGDPは一九九六年、約二〇〇億ドルです。この時の為替レートはドル＝二五〇ルピアでした。しかし、アジア金融危機でインドネシア通貨のルピアは対ドル比で一万ルピアに急降下しました。したがって現在ではドルに換算したインドネシアのGDPは一挙に五〇〇億ドルに低下しました。これひとつとっても、対ドル換算でその国の富の総量や国民生活

の状況を判断することは、じつにいいかげんだということが分かる。

問 アメリカは「超過熱」の状況にあり、アジアは金融危機がつづき、ヨーロッパは九九年一月のヨーロッパ通貨統合（ERM）にむけ、これまで財政緊縮、社会保障切り捨てで国民にあきらめられた保守政権が労働者を基盤とする社民主義政権にとって代わられている。こんな中で日本はいよいよ本格的な金融自由化を迎えることになるわけだが、見通しは。

答 その前に一言。ヨーロッパ諸国の社会党、労働党を社会民主主義と評価される方が、旧社会党に多いようですね。イギリス労働党のブレアさん、フランスのジョスパンさんが社会主義者、あるいは社会民主主義者といえるのでしょうか。私は彼らの話を聞いています。彼らは自由主義者です。ちがいますか。大競争に全面賛成だもの。かつてのイギリスのウィッグ党とトーリー党が今日のヨーロッパと私は考えてます。話をもとにもどしますが、金融ビッグバンのゆくえ、見通しはだれにも分かりません。「神のみぞ知る」といいたいところですが、おそらく神様にもわからないか。「見えざる手」に導かれる市場原理とはそういうものです。

資金調達に日米で大きな差

問 なぜ証券、保険制度の改革なのか。

答 第六九九号で日本の個人金融資産は千二百兆円にのぼるといわれると申し上げた。問題はこの内容です。日本の場合、個人金融資産のうち郵便・銀行預貯金が六一六兆、生命保険など三一二兆円、それにタンス預金が四〇兆円と全体の八〇％超が銀行や郵便貯金中心の運用です。これにたいし、アメリカは約五〇％にすぎません。

企業の資金調達になると違いはさらに鮮明です。日本の企業は銀行が集めた預貯金を借り、設備投資を行います。最近では株式や債権による調達もおこなわれるようになりましたが、銀行からの借り入れはまだ六〇％を超えている。これに対しアメリカでは株式や債権を通じての資金調達がじつに九〇％を占めているのです。ここに不良債権の天文学的累積と関連し、日本と諸外国の金融制度の違いが現れ、よくいわれる「早期是正措置」を緊急に求められる背景があるのです。

いずれにせよ、金融制度改革は、世界資本主義制度の現状にできるだけはやく近づけなければ、日本が世界から取り残されてしまうとの日本金融独占資本の危機感から始まった。あるいは裏を返していえば、世界各国の金融独占資本が安心かつ安定的に投資できる制度を日本に求めたことから始まったともいえると思います。

銀行、証券、保険のかき根をはずす

問 三つの審議会（第七〇〇号、一〇頁参照）の最終報告はどんな内容なのか。

答 それをはつきり知るためには、これまでの日本の金融機関の任務分担を知る必要があります。まず日銀、これは中央銀行。この他に政府系金融機関として日本開発銀行、日本輸出入銀行、国民金融庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫があり、国際的には世銀といわれる国際復興開発銀行、アジア開発銀行、欧州開発銀行、米州開発銀行、国際金融公社がある。バンクとしての郵政省。民間の金融機関としては銀行、これは都市銀行を中心とする銀行、信託業務を中心とする信託銀行、さ

らには長期信用銀行、これに証券会社、生保・損保と総称される保険会社となる。

これら金融機関にはそれぞれ独立し犯すことのできないかき根があるんです。銀行は信託、証券、保険の業務に手をつけることはできない。証券会社は銀行、保険業務に侵入することはできないといったようにです。ですから、ビッグバンの最大のねらいは、銀行、証券、保険といった金融業のかき根を外して自由に競争させよう、ということにある。ポイントにしたがって次の四つになります。第一に相互乗り入れの促進、第二に新商品の開発、第三にコスト低下、第四にこれらを通じて日本の金融業の競争力を強化することによって金融システムを安定しようというものです。

デリバティブとはバクチ

問 具体的にはどういうことになるのか。

答 金融持株会社の解禁、株式売買手数料の自由化など四〇項目以上の自由化措置が指摘されている。主なものは、①証券デリバティブを九八年に解禁する、②証券総合口座は九七年度に解禁、③銀行の投資信託窓口販売は九八年度に解禁、④株式手数料は九九年末に完全自由化、⑤免許制度から登録制への移行です。

問 デリバティブは最近はやりの言葉だが、われわれにはサッパリ分らない。

答 われわれ専門家も概念としては理解しているが、具体的な内容については担当者以外わからない。新聞の経済欄をごらんいただくときよく分かるが、株や商品、債券市場がじつにたくさんある。現物取引とか先物とか、売買の仕方もじつに多様で複雑です。これら国際商品取引を係数化し、コンピューターで計算し、組み合わせ一つの金融商品をつくり、それを販売するのがデリバティブです。

新聞に、外国投資会社、外国証券の宣伝が多く出されています。これらも一種のデリバティブと申し上げてよろしい。重要なことは、それは投機でありたんなる貯蓄じゃないことです。貯蓄ならば元本は保証されます。しかし、デリバティブ商品が失敗すれば株券と同じように元本が保証されることはありません。デリバティブとは投機だということです。

問 金融ビッグバンで日本の金融不安は解消するのか。

答 わからない。でも、タイム・スケジュールを決めちゃってるから突き進む以外にない。よくいわれるイギリスやアメリカの金融改革は一九七〇年代に開始され、その仕組みがほぼできあがったのは一九八六年前後です。それからみると日本は二〇年おくれです。しかも、イギリスやアメリカは好景気の中ですすんだが、日本は金融危機のさなかにある。イギリスやアメリカの例はまったく参考にならないと考えた方がよい。しかも、ご当地のイギリスやアメリカで金融ビッグバンの矛盾が吹き荒れ始めているわけだから。

これは外為法改正についてもいえることです。日本の超低金利はいましばらくつづく。その結果、どれほどの円が外国銀行に流れるかわかりませんが、数兆円以上の規模に達することはたしかです。しかし、一―二、あるいは二―三年後、アメリカのドルがどういう状況になるかもわかりません。崩落することだけはたしかです。アメリカの今の好景気が永久につづくはずありませんから。そうすると、今度はドル安にふれ、円は上がる。その時、膨大な為替差損が発生することになり、外資預金等はバブル状況以上に惨憺たる有様になる可能性がある。

(編集部・つづく)

◇ 読者からのおたより ◇

ストップ・ザ・ネームプレート 乗務員はエリートだと会社はおだてる。おだてて木に登るのは豚だけで、私たちは登らない。仕事上の少しのミスも逃さず処分してくる昨今、持ち上げるだけで支えをしない。何でも問題があれば乗務員に責任を転嫁してくる。会社は、ネームプレート着用で執拗な攻撃をかけている。「そんな硬直した考えを持たないでほしい。どこでもやっていることだ」と。会社の主張は①利用者サービス(利用者が求めている)。②世間の常識(特にサービス業に求められている)。③普通の仕事をしたい良い(不利益などない)。④着用も給料の一部だ、⑤遮光幕開放、あごヒモは着用以前の問題というもの私たちは反論する。①名前は人格の一部で人格まで売っていない、プライバシーを尊重しない非民主的攻撃、②労務管理だ(自己管理、利用者監視)、③職場支配の一里塚(権利、慣行を奪い、私たちの発言力の低下を狙う)と。たかがネームプレート、されどネームプレートです。着用を強要する裏に働き続けられる条件を奪い取るようにする狙いをみんなでつかみ、権利慣行を守り抜きたい。

編集部より 労働者・労働組合は気前よく権利を売り渡し、ネームプレートだって同じ。今では当たり前のごとくになりましたが、労働組合の闘いの原点がここにある。さらに御奮闘を!

派遣労働者 昨今、当病院にも人材派遣会社からの派遣労働者が急増している。事務長は「派遣労働者だって正職員と同じように責任もって仕事してもらおう」と言う。もちろん当人たちも無責任に仕事をやっているわけでは決していない。みんな一生懸命だ。しかし、正職員になら、ここまで、あそこまでやって、と言えることも言えない。現場としては、事務長のように「正職員と同じように:」とは彼らが言いがたい。とつても言えない。考えてほしい。歴然たる正職員との賃金格差(派遣元の会社が大幅にピンハネしている)、休暇等、労働条件の格差等々。正職員と同じなのは仕事だけで、あとは違うんだから、事務長が言うことは、ムシが良すぎる。(医療労働者・K)

編集部より 私の身近にも契約社員で就職された女性がいらつしやる。聞けば賃金はむろん、労働条件も未定とか。たまに報告してよと彼女と話しています。

十二年目を喜びの年 JR採用差別事件で、東京地裁の民事十一部(北海道・九州採用差別事件)と民事十九部(宮城・福島・東京・神奈川・静岡採用差別事件)ともに五月下旬から六月頃に「JRが不当労働行為の責任を負うか否か」についての判決を出すことになりました。国労は、公正判決を待ちとるために「第二次一〇〇万人署名」などの運動に全力を挙げています。女のネット第九回全体総会でも、国鉄闘争の現状を報告を踏まえて、勝利判決を待ちとるための広範な世論づくりをいくことを確認。独自活動としては、三月二五日には有楽町マリオン前で、上京団家族・子どもたちと一緒に「一日も早い解決を」の思いをマラソントークで、そしてJRの不当労働行為責任を明確にした公正判決を求める署名活動を展開します。四月一九日には「春の団結まつり」(代々木公園B地区)があります。十一名の闘争団女性をはじめ闘争団・家族の長きにわたる闘い。十二年目を喜びの年とするため私たちも精一杯頑張りますよ。(女のネットワークニュースNo.六八号)

編集部より 国鉄闘争の地裁判決が五月二八日とか。女のネット・国労家族会のご活躍たのもしい。いつも闘争団と一緒に楽しく運動をつくっている。さらに力を発揮して。

護憲勢力の前進を 「弱肉強食」の競争(市場)原理が、社会のあらゆる分野で強まっている。政界では総保守政治が進行し、従来の革新勢力は拡散され霧散しようとしている。政治が勤労国民から離れるのに比例して、勤労国民の政治(政界)不信は極限にまで達している。その結果、「構造改革」「規制緩和」という名で、大資本には公的支援を、勤労国民には負担の増大が無遠慮に進められている。まさに弱肉強食の政治の進行である。政治は本来「弱い」者のためにはないのか? 次期国政選挙(参院選)は、このような政治の反動化に一定の歯止めをかけた「政策」転換のキッカケをつくること为目标となる。そこで、県職労本部執行委員会は、三月一六日、当面する情勢に対応するため、次のとおり参院選推薦問題に係る基本方向を確認した。①次期参院選は、護憲勢力の消長がかかっている。平和憲法の理念を柱とする県職労方針(勤労者本位の政治)の実現をめざして、積極的に取り組まなければならない。②具体的には、先の中央委員会並びに政治活動委員会の議論をふまえて、政策協定の締結と従来よりの歴史的な経緯を前提に、護憲の政治勢力(政党)との連携強化を図る必要がある。③その対象は、当面、新社会党とする。④なお、機関決定手続きは次回中央委員会で行う。

(新聞ひょうご、三月二〇日)